

輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領

平成 26 年 6 月 15 日 26 消安第 1181 号
改正 令和 2 年 2 月 12 日 元消安第 5093 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日 元消安第 6231 号
改正 令和 3 年 1 月 12 日 2 消安第 4435 号

1. 目的

本要領は、輸出錦鯉について、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表 1 の別紙 ZZ-S4「輸出錦鯉の取扱要綱」に基づく輸出錦鯉の衛生証明書の発行手続等の詳細（水産安全室が作成するリストへの養殖施設の登載、SVC 及び KHV 病に関する都道府県の衛生証明書発行の手続等）を定めるものである。ただし、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領を輸出先国別に定めている場合は、それぞれ当該取扱要領によるものとする。

2. 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）養殖施設

錦鯉のみの養殖を目的とした飼育施設（飼育のための野外の池、飼育棟、飼育棟内の池（水槽）及びそれに附帯する設備）をいう。

（２）養殖業者

養殖施設を所有又は管理し、当該施設を使用して錦鯉の養殖業を営む者をいう。

（３）リスト

外国に錦鯉を輸出する養殖施設又は当該養殖施設に錦鯉を供給する養殖施設であって、都道府県（本要領において「地方独立行政法人」を含む。）及び水産安全室により SVC 及び KHV 病について十分な防疫措置が実施されていると確認された施設が登載されたリストをいう。

（４）リスト登載養殖施設

リストに登載された養殖施設をいう。

（５）リスト登載養殖業者

リスト登載養殖施設の養殖業者をいう。

（６）錦鯉搬送票

リスト登載養殖施設間で錦鯉の移動を行う際に、所要事項を記入し、移動させる錦鯉に添付する証票のことをいう。

（７）水産安全室

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室をいう。

（８）SVC

コイ春ウイルス血症をいう。

（９）KHV 病

コイヘルペスウイルス病をいう。

3. 養殖施設のリスト登載

(1) 養殖施設のリスト登載の申請

養殖施設のリストへの登載を行おうとする養殖業者は、登載を行おうとする養殖施設ごとに別紙様式1の養殖施設リスト登載申請書及び①から⑤までの資料を、当該養殖施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出する。

- ① 養殖施設の位置図
- ② 別紙様式1-2の養殖施設内訳一覧
- ③ 別紙様式1-3の養殖施設において飼育している錦鯉について、初回輸出予定日から遡り過去2年間分のSVC及びKHV病の検査結果
- ④ 別紙様式1-4の4の誓約書
- ⑤ 申請養殖業者と養殖業者が異なる場合は、両者の関係について証明する書類（養殖施設に関する賃貸借契約書等）の写し

(2) リスト登載基準

- ① 養殖施設が次に掲げる基準を全て満たしていること。
 - ア 囲い、注意喚起の看板の設置等の措置により外部からの人及び動物の侵入防止措置が実施されていること。
 - イ 飼育水には、地下水、水道水その他確実に殺菌された水が使用されていること。
 - ウ 養殖施設の出入口付近に靴底消毒及び手指消毒のための設備が設置されていること。
 - エ 過去2年間、SVC又はKHV病の発生が確認されていないこと。ただし、(6)に基づき、SVC又はKHV病の発生によりリストから抹消されたリスト登載養殖施設について、リストへの再登載の申請については、この限りでない。
 - オ 過去2年間、本基準（エを除く。）を満たさなくなったことにより、リストから抹消されていないこと。
- ② 養殖施設内の全ての水域で飼育されている錦鯉が、初回輸出予定日から遡り2年間継続して、次に掲げる基準を全て満たしていること。
 - ア 当該養殖施設由来のものであること（4の(4)に定める基準を満たす錦鯉を含む。）。
 - イ 4の(3)に定める検査の結果、SVC又はKHV病の感染が認められないこと。
- ③ 養殖業者が4に定められた事項を遵守することについて誓約していること。

(3) リスト登載

- ① 養殖業者から(1)の提出を受けた都道府県は、提出書類及び養殖施設の確認を行い、(2)の基準を満たしていると認める場合、(1)の提出書類一式を、別紙様式2の養殖施設リスト登載申請について（進達）により水産安全室に進達する。なお、都道府県から委任された者が養殖施設の確認を行う場合は、当該委任された者は、その確認の結果について別紙様式1-5の現地確認に係る報告書により都道府県に報告するものとする。
- ② 水産安全室は、都道府県から進達のあった養殖施設が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式3の輸出錦鯉養殖施設リストにより当該養殖施設をリストに登載し、登載後のリストについて進達のあった都道府県及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

(4) リスト登載施設の登載内容変更

- ① リスト登載養殖施設の登載内容について変更を行おうとするリスト登載養殖業者は、当

該変更前に、別紙様式 4 の養殖施設リスト登載内容変更申請書を、当該養殖施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。なお、養殖業者又は代表者の変更にあつては、別紙様式 1－4 の誓約書を、養殖施設の変更にあつては、当該変更箇所がわかる養殖施設の位置図及び別紙様式 1－2 の養殖施設内訳一覧を添付すること。

- ② 当該養殖業者から①の提出を受けた都道府県は、提出書類及び養殖施設の確認を行い、変更後の当該養殖施設が(2)の基準を満たしていると認める場合、①の提出書類一式を、別紙様式 5 の養殖施設リスト登載内容変更について(進達)により水産安全室に進達する。なお、都道府県から委任された者が養殖施設の確認を行う場合は、当該委任された者は、その確認の結果について別紙様式 1－5 の現地確認に係る報告書により都道府県に報告するものとする。
- ③ 水産安全室は、都道府県から進達のあったリスト登載養殖施設の登載内容変更が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式 3 のリスト登載事項を変更(備考欄に変更年月日及び変更内容を記載)し、その旨を進達のあった都道府県に連絡する。当該連絡を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

(5) リスト登載養殖施設のリストからの抹消

- ① リスト登載養殖施設についてリストからの抹消を行おうとするリスト登載養殖業者は、別紙様式 6 の養殖施設リスト抹消申請書を、当該養殖施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。
- ② 当該養殖業者から①の提出を受けた都道府県は、抹消を希望する理由の確認を行い、別紙様式 7 の養殖施設リスト抹消申請について(進達)により水産安全室に進達する。
- ③ 都道府県は、リスト登載養殖施設について、SVC 若しくは KHV 病が確認されたとき、(2)の基準を満たしていないことについて関係書類若しくは現地確認により確認したとき、又は一般からの通報により疑義が生じたときには、その旨を直ちに水産安全室に報告する。この場合において、当該都道府県は当該養殖施設を調査し、4 の事項が遵守されていたかどうかを確認するとともに、SVC 又は KHV 病の発生が確認されたときは、その侵入原因を調査し、調査結果を水産安全室に報告する。
- ④ 水産安全室は、②の進達があったとき、又は③の報告等を踏まえリスト登載養殖施設が(2)の基準を満たさなくなったと認めるとき(リスト登載養殖業者が 4 の事項を遵守しており、かつ、直ちに(4)により当該養殖施設の登載内容が変更された結果、当該養殖施設が(2)の基準を満たすこととなったときを除く。)は、当該養殖施設をリストから抹消し、別紙様式 8 の養殖施設リストからの抹消通知書によりその旨を当該養殖施設が所在する都道府県に通知するとともに、当該抹消後のリストについて全日本錦鯉振興会に通知する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

(6) SVC 又は KHV 病の発生によりリストから抹消された養殖施設内の飼育棟の再登載

- ① SVC 又は KHV 病の発生が確認されたため、(5)の④によりリストから抹消された飼育棟について、(2)の①のエの基準にかかわらず、当該疾病の発生から 2 年間を経過せずとも、(1)により再登載を申請することができるものとする。ただし、この場合、都道府県は、(3)の①による進達の際、(2)の基準に加え、次に掲げる事項を全て満たしていることを確認するものとする。

ア 当該疾病が確認された全ての錦鯉及びその錦鯉と同じ水域で飼育していた錦鯉が持

続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 8 条第 1 項の命令に基づき、焼却、埋却その他病原体の感染性を失わせる方法による処分がなされていること。

イ 当該疾病が確認された飼育棟には、錦鯉がいないことを確認すること。なお、当該飼育棟内で当該疾病が確認されていない錦鯉を飼育している池（水槽を含む。以下同じ。）がある場合、池ごとに少なくとも 5 尾サンプリングし、当該疾病の検査の結果、陰性と確認された錦鯉及びその錦鯉と同じ水域で飼育している錦鯉については、リスト登載施設以外の養殖施設に移動させることができる。

ウ 養殖施設内の当該疾病が確認された飼育棟以外の飼育棟においては、異なる水域の池ごとに少なくとも 5 尾サンプリングし、当該疾病の検査を行い、確実に当該疾病の発生がないことを確認すること。

エ 当該疾病が確認された飼育棟内を水産防疫対策要綱（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 消安第 3823 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づく方法で消毒し、当該飼育棟内の全ての池を 3 日以上乾燥させること。その後、当該飼育棟内の濾過槽を含めた池に飼育水を入れ、錦鯉がいない状態で 1 週間以上飼育水を循環させること。

オ 当該飼育棟に錦鯉を導入し、別添 1 に従って、当該疾病の発症可能水温で 3 週間以上飼育後に、当該疾病の検査を行い、陰性であることを確認すること。なお、サンプリング方法は、別添 1（3）②イに従って行うこと。

（7）都道府県による確認・指導

都道府県は、少なくとも年 1 回、リスト登載養殖施設への巡回を行い、リスト登載養殖業者に対し、4 に定められた事項を遵守していることを確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

4. リスト登載養殖業者の遵守事項

リスト登載養殖業者は、以下の（1）から（10）までの全ての事項を遵守しなければならない。

（1）当該養殖施設の関係者以外の者が当該養殖施設に出入りする必要がある場合、必ず靴底消毒及び手指消毒を行うとともに、関係者以外の者と当該養殖施設で飼育している錦鯉及び飼育水との接触を最小限にすること。また、関係者以外の者の出入りを記録し、その記録を少なくとも記録日以降 1 年間保存すること。

（2）当該養殖施設で使用する器具は、池若しくは飼育棟ごとに使い分ける、又は使用の都度消毒すること。

（3）リスト登載養殖施設ごとに、リスト搭載養殖施設内で錦鯉を飼育している全ての水域（野外の池、飼育棟内の池等）について、SVC 及び KHV 病の検査を、別添 1 に従って、3 ヶ月以上の間隔をおいて年 2 回行い、感染のないことを確認すること。また、検査結果について、少なくとも検査日以降 3 年間保存すること。

（4）以下に掲げる施設以外から錦鯉を導入しないこと。

① リスト登載養殖施設

② リスト登載養殖施設以外の施設であって、都道府県から次に掲げる事項に関する別紙様式 10 の養殖施設における飼育錦鯉に係る SVC 及び KHV 病検査証明書の発行を受けているもの

ア 養殖施設が、3 の（2）の①の基準を満たしていること。

イ 養殖施設の錦鯉が、3の(2)の②のアの基準を満たすとともに、錦鯉を移動する前に(3)の検査を行い、SVC 又は KHV 病の感染がないことを確認していること。

- (5) リスト登載養殖施設から錦鯉を導入しようとするときは、導入元の養殖施設から別紙様式 11 の錦鯉搬送票を受領するものとする。なお、錦鯉搬送票は導入先のリスト登載養殖施設において、また、その写しは導入元の養殖施設において、それぞれ錦鯉導入後少なくとも3年間保存すること。
- (6) (4)の②の施設から錦鯉を導入しようとするときは、導入時ごとに(4)の②により都道府県が発行した別紙様式 10 の養殖施設における飼育錦鯉に係る SVC 及び KHV 病検査証明書を導入元の養殖施設から受領し、少なくとも錦鯉導入後3年間保存すること。
- (7) 品評会等で養殖施設から一度出て戻ってくる錦鯉は、SVC 及び KHV 病の発病可能水温で隔離飼育、又は SVC 及び KHV 病の検査を行い、SVC 又は KHV 病の感染のおそれがないことを確認すること。
- (8) 他養殖施設からの錦鯉の導入結果及び(3)の検査結果について、別紙様式 12 のリスト登載養殖施設における錦鯉の導入結果及び別紙様式 13 のリスト登載養殖施設における検査結果により適切に記録し管理すること。また、疾病の発生等で都道府県から錦鯉の導入及び検査の記録の求めがあったときには、速やかに都道府県に提出すること。その際には、必要に応じて、錦鯉搬送票、検査結果等の関係資料を併せて提出すること。
- (9) 疾病侵入防止のため、日常的に養殖施設内で使用する水、施設内への立入り等の管理や錦鯉の状態に十分な注意を払うとともに、施設内において飼育している錦鯉に遊泳不良、衰弱、原因不明の大量へい死等の異常が確認された場合は、直ちに都道府県に連絡すること。
- (10) リスト登載の基準、衛生証明書の発行要件等を満たしていることを確認するための都道府県による現地調査及び検査に協力すること。

5. 衛生証明書の発行

リスト登載養殖業者又はリスト登載養殖施設の錦鯉を扱う輸出者(以下「輸出者」と総称する。)が、外国に錦鯉を輸出するときに、都道府県に対し衛生証明書の発行を申請する場合は、以下の手続によるものとする。なお、リスト登載養殖施設以外の施設で養殖される錦鯉について、本要領によらず都道府県が衛生証明書を発行することが可能な場合、本規定はそれを妨げない。

(1) 衛生証明書の発行申請

衛生証明書の発行を申請する者は、輸出先国の輸入条件を確認の上、別紙様式 14 の輸出錦鯉衛生証明書発行申請書に、次に掲げる書類を添付して都道府県に提出するものとする。

- ① 生産から輸出までを同一リスト登載養殖施設が行う場合、別紙様式 15 の輸出錦鯉生産証明書
- ② 別紙様式 11 の錦鯉搬送票の写し
- ③ 4の(4)の②に基づき検査を行っている場合、別紙様式 10 の養殖施設における飼育錦鯉に係る SVC 及び KHV 病検査証明書の写し
- ④ 直近に実施された4の(3)の検査結果の写し

(2) 衛生証明書の発行

都道府県は、(1)の書類及び証明する内容について確認し、輸出しようとする錦鯉について、臨床的な異常の有無を確認(当該確認について都道府県から委任された者は、別紙様式

16 の臨床症状観察報告書を都道府県に提出する。) する。その結果、異常がないと認められた場合には、輸出先国が定め、又は認めた様式により、申請者に衛生証明書を発行するとともに、その写し及び関係資料を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。なお、衛生証明書の翻訳が必要な場合は、申請者が翻訳したものを用意する。

(3) 衛生証明書を発行しない場合

都道府県は、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて水産安全室と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書を発行しないことができる。

- ① 提出書類について、虚偽の記載若しくはその疑いがあるとき、又は記載すべき事項の記載が欠けていると認められるとき。
- ② 過去に交付を受けた衛生証明書の不適切な使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した場合に、衛生証明書の適切な取扱いが確保されないと見込まれるとき。
- ③ その他相当の理由があるとき。

(4) 申請の取消し

輸出者は、予定した輸出が中止になるなど、衛生証明書の発行が不要となった場合には、速やかに別紙様式 17 の取消申請書及び取消しを行う申請の申請書の写し又はその情報を記載したものを提出する。既に輸出者が衛生証明書を受領していたときは、衛生証明書を発行した都道府県に速やかに取消申請書を提出するとともに衛生証明書を返却する。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、都道府県は当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

6. 問題が発生した場合の対応

輸出錦鯉に関する疾病発生連絡を輸出先国から受けるなど、問題が発生したと認められる場合、水産安全室は、当該錦鯉を養殖した養殖施設が所在する都道府県の協力を得て、輸出者、養殖業者等に対して、原因究明・改善の指示、養殖施設の調査、リスト登載養殖施設のリストからの抹消、証明書の発行停止の指示等の必要な措置を講じるものとする。

7. その他

- (1) 輸出者、養殖業者等は、衛生証明書を発行した都道府県に対し、証明書発行に係る請求を行う権利を有さない。
- (2) 輸出者、養殖業者等は、輸出相手国の規則及び条件について自ら最新の情報を収集するよう努めるものとする。

附則

1. 令和 2 年 2 月 12 日の改正前の取扱要領によりリスト登載養殖場として登録されている養殖場については、本要領のリスト搭載基準及び遵守事項の誓約が確認されれば、令和 2 年 2 月 12 日及び 4 月 1 日の取扱要領改正後に作成されるリストに継続して登載されるものとする。

検査方法

(1) 検査機関

都道府県又は検査が的確に実施できる能力を有すると都道府県が認める民間機関が実施する。なお、都道府県は、民間機関を検査機関と認める場合は、別紙様式 9 により事前に水産安全室に連絡すること。

(2) 検査方法

水産防疫対策要綱の病性鑑定指針に基づく方法又は国際獣疫事務局 (OIE) の水生動物診断マニュアル (Manual of Diagnostic Tests for Aquatic Animals) で推奨されている方法とする。検査は、SVC 及び KHV 病の増殖可能水温で飼育中のリスト掲載養殖施設から (3) に従い、サンプリングを行う。なお、5 尾を 1 検体とすることができる。

(3) サンプリング方法

前回検査以降、同じ水域（野外の池、飼育棟内の池等）で飼育した錦鯉を 1 つのサンプリング対象群とする。

- ① SVC 検査のためのサンプリングについては、サンプリング対象群から無作為に 30 尾以上サンプリングする。
- ② KHV 病検査のためのサンプリングについては、以下のア又はイの方法でサンプリングする。
 - ア サンプリング対象群ごとに少なくとも 3 尾をサンプリングし、養殖施設で 30 尾以上をサンプリングする。
 - イ 複数のサンプリング対象群を 1 つの飼育棟内にある池にまとめる場合、飼育棟内の異なる水域の池ごとに少なくとも 3 尾をサンプリングし、当該飼育棟で 30 尾以上をサンプリングする。異なる水域の池ごとに 3 尾をサンプリングし、飼育棟内でのサンプリング数が 30 尾に満たない場合には、飼育棟内の池ごとの飼育尾数に比例したサンプル数をサンプリングする。また、飼育棟内の飼育尾数が 30 尾未満の場合には、飼育棟内の全ての錦鯉からサンプリングする。